

# 食生活衛生國保

(題字は昭和33年7月、第1号発行に際し当時の京都市長高山義三氏に揮毫いただいたものです。)

約の一部改正等を報告しました。  
理事会専決処分とした組合規約について  
業計画の承認について  
第一号 令和六年度事業計画の承認について  
第二号 令和六年度予算案の承認について  
第三号 令和六年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画について  
その他報告事項として

京都市食品衛生國民健康保険組合は去る三月二十七日午後四時から「都ホテル京都八条」に於いて第百三十八回通常組合会を開催しました。

議員定数二十八名のうち、十九名(出席七名、書面表決十二名)が出席し、次の議案について審議しました。



引き続き同ホテル八坂の間で懇親会を開催。岡本顧問の乾杯の挨拶にはじまり、今後の組合のあり方や新規組合員の加入促進、保険料等に対する活発な意見が出ました。石井コンプライアンス理事の一本締めで盛況のうちに終了しました。

午後四時、事務局が開会を宣言し、岡山理事長が挨拶を述べ、宮本議長により重な審議の結果、全議案が原案通り可決され、谷尻副理事長から閉会の辞が述べられました。

した。

午後四時、事務局が開会を宣言し、岡山理事長が挨拶を述べ、宮本議長により重な審議の結果、全議案が原案通り可決され、谷尻副理事長から閉会の辞が述べられました。

午後四時、事務局が開会を宣言し、岡山理事長が挨拶を述べ、宮本議長により重な審議の結果、全議案が原案通り可決され、谷尻副理事長から閉会の辞が述べられました。

## 令和6年度組合予算決定

予算成立に寄せて 理事長 岡山繁夫

組合員の皆様には、平素より国保組合事業に格別のご協力をいただきお礼申し上げます。

当組合の令和6年度予算は、3月27日に開催された第138回組合会で承認されました。詳細は本誌に掲載されていますのでご覧ください。

少子高齢化の急速な進行や医療技術の高度化等による医療費の増加等、医療保険を取り巻く状況は大きく変化しています。2025年までに全ての団塊の世代が後期高齢者となり、生産年齢人口の減少も加速化し2042年に高齢者総数がピークとなります。少子化・人口減少は社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スマート」に突入させる国の中継そのものにかかる問題と言えます。急速に進展する少子高齢化社会に備え、これから生まれる「将来世代」も含めた全世代型社会保障の構築が喫緊の課題になっています。

当国保組合の状況ですが、被保険者の減少傾向は止みません。後継者不在による廃業や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が主な原因ですが、それに加え、一昨年10月からの短時間労働者への健康保険・厚生年金の適用拡大による資格喪失が目立つてきています。本年10月からは従業員規模100人超の適用基準が50人超に拡大されます。さらに次回改正では従業員規模自体の撤廃等が検討されており、被保険者の減少になります。掛けられるのではないかと危惧しています。昨年度の医療費については昨年末の対前年比は全体で+6.8%であり、

一人当たりの医療費は+13.3%と大きく増えています。入院レセプトの件数・金額は横ばい状態ですが、陽子線を使った放射線治療などの高額な外線を使つた放射線治療などによる保険料収入の減少や医療費の増大並びに国庫補助金の減少等、当組合の財政は本年度も厳しい状況です。市町村の国民健康保険料の賦課限度額は104万円から2万円引き上げ、106万円へと3年連続の引き上げが行われますが、当組合においては医療費の適正化や諸経費のコストカットを行うことで保険料は据え置くこととします。

食品国保は昭和33年に食品販売業に携わる方たちの手で設立され、適用・給付・徴収業務から保健事業まで一貫して行う独自の保険者として国民健康保険制度の一翼を担つてきました。設立から今日までに社会情勢は大きく変化してきました。また、これらの組合もその変化に取り残されないようにしなければなりません。進化論絡みでよく聞かれるものに「最も強いものが生き残るのではない。最も変化に敏感なものが生き残る」という一句话があります。国保組合においても同様と考えます。社会情勢の変化に合わせて、組合のありかたや事業を柔軟に変えていくことが必要です。国保組合においても同様と存じます。社会情勢の変化に合わせて、組合のありかたや事業を柔軟に変えていく必要があります。国保組合を取り巻く情勢は、今後も益々厳しくなると予想されますが、安定した運営が継続できるよう役職員一同となつて取り組んでいく所存です。



# 令和6年度事業計画

## 1 平均被保険者数

世帯数 4,499  
被保険者数 8,899 (介護2号被保険者数 4,144) 令和5年12月末の世帯数は4,922、被保険者数は9,544 (介護2号被保険者数4,422) 最近の被保険者異動の状況を勘案し、世帯数、被保険者数、介護2号被保険者数とともに若干の減少を見込む。

## 2 費用負担

### 賦課保険料

(1) 医療給付費分
ア 均等割(月額)
事業主 4・900円 従業員 14・200円
事業主家族 2・600円 従業員家族 3・700円
イ 所得割(月額)
事業主 (総所得額 - 基礎控除額) × 0.7/100
最高 40,000円
最低 4,000円
ウ 最高限度額(月額) 50,000円
エ 1人当たり保険料見込額 年額 131・340円

\*未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減

毎年1月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、当該年度の1月以降に賦課する組合員の保険料より、組合員の世帯に属する未就学児である被保険者一人につき12,000円/年を補助することとしています。

\*産前産後期間の保険料軽減

組合員の世帯に出产する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定期」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三ヶ月前)から出産予定期の翌月までの期間に係る保険料を軽減することとしています。

### (2) 介護納付金分

ア 事業主世帯(月額)
均等割 1人 1,600円
所得割 (総所得額 - 基礎控除額) × 0.5/100
最高 10,000円
最低 1,200円
最高限度額 13,500円
イ 従業員世帯(月額) 均等割 1人 2,500円
ウ 1人当たり保険料見込額 年額 50・988円

### (3) 後期支援金分

ア 均等割(月額) 1人 事業主・従業員 4,000円
事業主家族及び従業員家族 2,500円
イ 最高限度額(月額) 18,000円
ウ 1人当たり保険料見込額 39,948円

### (4) 後期組合員分

ア 均等割(月額) 1人 1,000円
---------------------

## 3 保険給付

### (1) 療養の給付及び療養費

一部負担金の割合
① 就学児~7歳未満 3割
② 70歳~74歳の一般・低所得者 2割
③ 70歳~74歳の現役並み所得者 3割
④ 未就学児 2割

### (2) 高額療養費

一部負担金の額が自己負担限度額(所得により区分あり)を超えたとき、その超過分を支給する制度。自己負担額は次のとおり。

### (3) 高額介護算合疗養費

高額療養費算定世帯において、介護保険受給者がいる場合、医療と介護の自己負担額を合算し限度額を超えた額を疗養費として支給する。

### (4) 移送費

傷病・疾病等により移動が困難であり、移動の目的である疗養が、保険診療として適切であり、緊急・その他、やむを得ない場合に支給する。

### (5) 出産育児一時金

・産科医療保険制度加入機関での出産 50万円
・産科医療保険制度未加入機関での出産 48万8千円

### (6) 葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行う者に対して支給する。

### ・事業主及び従業員 5万円

### ・家 族 3万円

### (7) 海外疗養費

海外旅行中に急な病気やけがなどによりやむを得ず現地の医療機関で疗養

等を受けた場合、帰国後に申請すると一部の医疗費が払い戻される制度。

## 4 資格の適正化

資格取得時における組合員の業種、業態および住所、加入中の健康保険の有無等の確認を徹底し逆選択(医療目的の加入等)を防止する。

資格確認調査を定期的(年1回)に実施し、無資格加入者などが発生しないよう加入資格の適正化に努める。

## 5 新規組合員の加入促進

新規組合員の加入促進を行い、組織・財政基盤の強化に努める。

## 6 医療費の適正化

医療費適正化策としてセセプト点検、柔整師、はり・きゅう・マッサージ師からの請求内容の点検を行う。柔整師の施術については国民健康保険適用外のもの(慰労目的のマッサージや単なる肩こり等)が多いため、被保険者及び施術師に負担原因等の調査を行い、不適正な請求の防止等、医療費適正化に努める。

## 7 特定健診・特定保健指導の実施

特定健診・特定保健指導については、本年度策定の「第四期特定健診検査等実施計画」に基づき、受診者に対するインセンティブ制度を活用し、本年度の目標実率、減少率の達成に向けて、対応を進めることとする。

## 8 保健対策

### (1) 医療費通知

組合員・家族の健康に対する認識を深めるため、世帯ごとに通知を行う。  
年2回 10か月分(12月)、2か月分(2月)

### (2) 人間ドック・ミニドック

対象者 40歳以上の被保険者  
契約料金 23,100円~54,000円

自己負担額 契約料金の30%を超えない範囲で一部負担金を徴収する。

(継続組合員は全医療機関一律 20,000円)

時期 4月~12月

### (3) 脳ドック

対象者 40歳以上の被保険者  
契約料金 24,200円~31,900円

自己負担額 7,000円~10,000円

(※脳ドックの単独健診はできません。)

時期 4月~12月

### (4) 上腹部MRI

対象者 40歳以上の被保険者  
契約料金 24,000円

自己負担額 7,000円

(※上腹部CTの単独健診はできません。)

時期 4月~12月

### (6) 事業者健診結果データの取得・活用

労働安全衛生法に基づく健康診断(事業者健診)結果データの提供を事業主に依頼し、メタボリックシンドローム判定を行う。該当する40歳~74歳までの者については特定保健指導を勧奨。40歳未満の者については生活習慣の改善が特に必要と認められる場合は保健指導を行い、医療機関を受診する必要がある場合は受診勧奨を行う。

### (7) 糖尿病重症化予防対策

糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病で通院する患者のうち重症化するリスクの高い被保険者に対し、医療機関と連携して保健指導を行い、人工透析への移行を防止する。

### (8) 重複医薬品通知

副作用や中毒の恐れのある重複・多剤処方の受診者に対し通知し電話・訪問指導等を実施。適切な受診や服薬を促し、健康上の悪影響を防止する。

### (9) ジェネリック(後発)医薬品差額通知

組合員・家族の薬代を軽減するため、対象被保険者に通知を行う。3ヶ月分×4回(6月、9月、12月、3月)

### (10) インフルエンザ予防接種助成事業

インフルエンザ予防接種に要した費用の一部を助成。一人につき、年度内1回、上限2,000円までの助成を行う。

※特定健診対象者のいる世帯では、対象者全員が健診された世帯に限ります。

## (11) 郵送検診

特定健診受診者(人間ドック受診者を除く)及び20歳以上40歳未満の被保険者を対象として大腸がん検診を行う。健診申込はがきの郵送料のみ本人負担し検査器具代並びに検査費用は組合負担とする。

## (12) 健康教育事業

生活習慣病予防等の健康教育を行うため、広報誌「食品国保掲示板」を年2回発行。年末には健康カレンダーを組合員全世界に配布し生活習慣病予防等の健康教育を行う。

## (13) 健康教室の開催

被保険者の健康維持・増進を目的とし、当組合の健康課題にポイントを絞った健康教室を開催。40歳未満の被保険者を対象に運動習慣や食生活改善の健康教室、料理教室等を開催し被保険者の健康に対する意識の向上に努める。

## (14) こころの健康づくり推進事業

専門職による個別の相談体制を確保し、心の健康づくり教室等を開催する。

## (15) 歯科検診

人間ドック契約機関と連携し歯科検診を実施する。

## (16) 禁煙外来医療費の助成

禁煙外来を受診する被保険者の医療費を助成する。

## (17) 健康増進事業

温泉・健康ウォーキング等の健康増進事業を実施する。

## 9 防止・健康づくり事業の推進

KDBシステムを活用したデータ分析を行い被保険者の予防・健康づくりを支援する。

## 10 後期高齢者支援金等の納付

後期高齢者医療制度に係る医療費は患者負担を差し引いた費用のうち、1割を保険料、公費で5割を負担し、残りの4割を各保険者で支援金として納付する仕組み。本年度の支援金は事務費拠出金とあわせて7,024万円を納付する見込み。

## 11 前期高齢者納付金等の納付

前期高齢者納付金とは前期高齢者(65歳~74歳)の偏在による各保険者の財政負担の不均衡を正すため納付するもの。国の定めた算定方式により、本年度の納付金は事務費拠出金とあわせて100万円を納付する見込み。

## 12 介護納付金の納付

40歳以上5歳未満の第2号被保険者に係る本年度の納付金は3,269万円を納付する見込み。

## 13 高額医療共同事業拠出金の拠出

高額な医療費が発生した場合に備えた再保険事業に係る拠出金。1000万円を超える高額医療費に対して、組合補正計数等により算出された額を拠出する。本年度の拠出金等は831万円の見込み。

## 14 国保組合共通システム等の負担金の拠出

国保組合共通システム、社会保険・税番号システム、所得調査システム及び情報連携一括照会システム等に係る負担金の拠出

## 15 広報活動

組合員への国民健康保険事業の周知ならびに新規加入促進のための広報活動を実施する。

### (1) ホームページの随時更新

届出用紙のダウンロード、広報、インセンティブ等に活用

### (2) 広報活動の随時実施

3) 広報紙「食品国保掲示板」の定期的発行

### (4) 法令遵守(コンプライアンス)に関する広報活動

### (5) オンライン資格確認についての広報活動

### (6) マイナ保険証の利用促進

### (7) 新規組合員の加入促進

## 16 健康関連機器等の貸出し

自動血圧計や血管年齢測定装置等の健康関連機器を被保険者に貸出し被保険者の健康管理を支援する。

## 17 自由システム(サーべー)の整備・更改

## 18 マイナンバー等の個人情報の管理

## 19 マイナ保険証の利用促進

本年1月2日から現行の国民健康保険被保険者証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。マイナ保険証の利便性を周知、利用の促進を図る。

## 20 資格確認書及び資格情報のお知らせの交付

マイナ保険証を保有していない者、その他保険者が必要と認めた者及び申請のあった者については資格確認書を交付する。

マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう新規資格取得時や負担割合の変更時(70歳以上の被保険者のみ)に資格情報のお知らせを交付する。

## 21 關係機関との連携と協力

行政機関、国保連合会、全協、及び京協等との連携を密にし、事業の円滑な運営に努める。

## 令和6年度京都市食品衛生国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する実践計画

### 報告事項

#### (補正予算の承認)

共通システムの健診データ管理システムが改修されることに伴い、国庫補助の増額並びに共通システム負担金の拠出に対応する必要が生じたため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,020千円を増額し、歳入歳出をそれぞれ553,349千円としました。なお、この改正は臨時至急に行う必要があるため、理事の専決処分としました。

#### (地位確認等請求訴訟等にかかる和解について)

係属中であった地位確認等請求事件及び損害賠償請求反訴事件について、令和6年3月7日に和解が成立しました。

#### 和解の相手方

個人(原告は令和6年1月8日死亡のため、法定相続人4名が訴訟を承継。)





## 人間ドックのすすめ ～京都予防医学センター～

組合会議案審議後、一般社団法人京都予防医学センター大ヶ谷信吾氏、中野美雅子氏に「がんの早期発見・生活習慣予防」に関する説明をしていただきました。

人間ドックを受診する利点や当組合と契約中の特別ドックの長所等、わかりやすくお話しいただきました。医療関係者の立場からの健康診断の重要性等、熱のこもったお話に、大きくなづく出席者の姿がみられました。



### 特定健診(人間ドック)について

令和6年度の特定健診受診券及び人間ドックのご案内等は4月上旬に各家庭へ送付済みです。

生活習慣病の怖さは、死に直結しているという点にあります。日本人の死因の1、2、4位は生活習慣病です。約5割の人が、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病で亡くなっています。

生活習慣病は知らず知らずのうちに体をむしばんでいきます。初期にはほとんど自覚症状がないため、危機感がありません。しかしひとたび発症してしまうと入院や長期にわたる通院が必要となり、仕事や家事ができなくなります。その結果、自身や家族に精神面・経済面で大きな負担をかけることになってしまいます。

血圧や血糖値、コレステロールが高めと指摘されたことはありませんか？痩せていればメタボじゃないと思っていませんか？メタボリックシンドromeは「肥満」の意味ではありません。

特定健診の費用は食品国保が全額負担しますので、無料で受けられます。人間ドックについては7千円から1万6千円のご負担で受けすることが出来ます。一部の医療機関では「脳ドック」や「上腹部MRI」なども受けられます。また期間限定の「オプション検査無料キャンペーン」も実施しています。

毎年1回、特定健診(人間ドック)を受診していただき、体の変化を確認し、健康寿命を延ばすようにしてください。

健診期間は

- ・特定健診 → 9月末まで
- ・人間ドック → 12月末まで

### 医療費の動向

#### 令和5年度高額医療費調べ(中間報告)

食品国保では、被保険者の医療費を年齢、疾病、個人別に集計し、今後の保険事業等の参考としています。

令和5年度の高額医療費上位10名をお知らせします。

毎年、上位を占めるのは「がん」や「慢性腎不全」の患者さんです。11位以下もがんなどの生活習慣病の方が多くおられます。上位の心疾患・脳血管疾患のほとんどの方が、以前から高血圧症・高脂血症・糖尿病を発症されており、あらためて生活習慣を見直していく必要があるのではないかと思います。

上位10名の医療費合計は4,420万円となり、同期間の被保険者全員の1億8,880万円に占める割合は約23%になっています。今後も高度な新しい治療法や高額な薬剤の使用で医療費は増えていくと思われます。

### 令和5年度高額医療費上位10名

(令和5年4月～令和5年12月診療分 9か月分合計)

	費用額合計	主な病傷名	年齢	性別
1	7,581,500	レミエール症候群	50代	男
2	5,624,020	中大脑動脈閉塞症、軸椎椎体骨折	70代	女
3	5,593,050	卵管癌	50代	女
4	4,241,960	膀胱癌	60代	男
5	3,967,100	第一腰椎椎体骨折	70代	男
6	3,893,580	躁うつ病	70代	女
7	3,826,184	前立腺癌、左膝蓋骨開放骨折	70代	男
8	3,229,510	変形性股関節症、糖尿病	70代	男
9	3,134,310	右小指屈筋腱断裂、左肩鍵盤断裂	70代	男
10	3,103,560	慢性腎不全	70代	女
計	44,194,774	食品国保全被保険者の 医療費に対する割合	23.41%	

- ・加入や脱退のお届けは14日以内に
- ・交通事故やよその飼い犬に噛まれた、他人に殴られたりしてケガをしたときは食品国保へ連絡を
- ・保険料は毎月月末までにお支払いください

### ホームページをご活用ください。

<https://kyoto-shokuhin.jp>  
各種申請書等ダウンロードできますので、是非ご利用ください。

京都市食品国保

検索

